

次の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月4日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県個別施設計画（公共建築物）改定等支援業務委託

(2) 業務内容

- (1)劣化診断等の取組効果の分析支援
- (2)大規模施設に係る建替・保全費再試算と最適化に係る提案
- (3)県有建築物長寿命化指針及び個別施設計画の改定業務支援
- (4)大規模改修ガイドラインの策定業務支援
- (5)県有施設劣化診断実施要領及び実施マニュアルの改定業務支援
- (6)外部有識者からの意見聴取支援

(3) 業務期間

契約の日から令和8年3月25日（水）まで

2 契約限度額

25,575,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県の建設関連業務委託に係る競争入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント」の業種区分について参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 契約の締結日にかかわらず平成27年4月以降公示日までの間に、国又は地方公共団体が発注する建築物に係る長寿命化指針、個別施設計画、劣化診断要領その他の建築物の長寿命化に係る計画等の策定又は改定業務（これらに係る分析等の支援業務を含む）のうちいずれかの業務を完了した実績を有する者。
- (4) (3)の業務と同種の業務の経験を有する者を当該業務の総括責任者又は業務担当者に配置できること。
- (5) 静岡県から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 協同組合が参加する場合にあっては、当該協同組合の組合員でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 手続等

- (1) 実施要領の配布期間
令和7年4月4日（金）から4月25日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (2) 実施要領の担当部局
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県財務部行政経営課（本館1階）
電話番号 054-221-3092
E-mail hozen@pref.shizuoka.lg.jp
- (3) 配布方法
入札情報サービス（PPI）により交付するほか、やむを得ない場合には上記(2)でも交付する。
- (4) 参加表明書の提出期限
令和7年5月1日（木）午後5時までに持参又は書留郵便により提出すること。（書留郵便の場合は提出期限までに必着とし、配達証明等により到着が確認できるようにすること。）
- (5) 参加表明書の提出場所
上記(2)に同じ
- (6) 優先交渉権者の特定方法等
優先交渉権者（提出された企画提案書が最も優れているもの）は、静岡県個別施設計画（公共建築物）改定等支援業務委託において提案内容を評価し特定する。なお、特定結果については、提案書の提

出を行ったすべての者に書面により通知する。

(7) 提案書の評価項目

ア 受託上の姿勢

イ 実施体制

ウ 仕様に対する提案内容

(8) プレゼンテーション実施日

令和7年5月20日（火）

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

6 その他

(1) 詳細は、実施要領及び仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(3) 照会窓口は、静岡県財務部行政経営課（電話 054-221-3092）とする。